

○富津市広告入り物品等の受入れに関する要領

令和7年8月14日制定

(目的)

第1条 この要領は、富津市広告事業実施要綱（平成30年告示第83号。以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、物品等の提供により行う広告について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する広告の基準)

第2条 次の各号に掲げる広告のいずれかに該当するものは、物品等に掲載しないものとする。

- (1) 要綱第3条各号に規定するもの
- (2) 富津市広告事業実施基準（平成30年告示第84号。以下「実施基準」という。）第3条各号に規定する業種、事業者等の広告
- (3) 実施基準第4条各号に規定するもの

(物品等の提供)

第3条 物品等は、次の方法により提供を受けるものとする。

- (1) 提案型 事業者からの提案による提供
- (2) 公募型 市の公募による提供

(募集)

第4条 物品等の提供の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）の募集は、市ホームページ、広報紙等で行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、物品等の提供を受けようとする部局等の長は、その物品等の性質に応じて募集を行うことができる。
- 3 申込者が予定の枠数に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、個別に物品等の受入れの案内をすることができる。

(申込み)

第5条 申込者は、広告入り物品等提供申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 掲載する広告の原稿案
- (2) 事業概要、営業沿革等がわかる書類

- (3) その他市長が必要と認めるもの
(決定)

第6条 市長は、前条の規定により申込書を受理したときは、その内容を審査し、その適否を決定し、広告入り物品等受入（不採用）決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定を行うにあたり、受入れ予定の枠数を超える申込みがあったときは、次に掲げる順位に従い、物品等の受入れの可否を決定する。

(1) 提案型による提供

申し出のあった順により順位を決定し、受入れ予定の枠数に達した場合は、受入れを中止するものとする。

(2) 公募型による提供

次の方法により順位を決定し、申込者が同順位で複数いる場合は、抽選により決定する。

ア 第1順位 市内に事業所等を有するもの

イ 第2順位 前号に掲げる以外のもの

3 前2項の規定にかかわらず、物品等の提供を受けようとする部局等の長は、その物品等の性質に応じて広告掲載の順位を別に定めることができる。

(協定書の締結)

第7条 市長は、物品等の受入れの決定を受けた者（以下「受入決定者」という。）と物品等の作製及び受入れに関する協定書（以下「協定書」という。）を締結するものとする。

(物品等の作製)

第8条 受入決定者は、広告内容及び物品等の色、形状等の仕様について、事前に市長と協議し、協定書締結後に、物品を作製しなければならない。

2 受入決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。

(広告内容等の変更)

第9条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に違反していると判断したときは、受入決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(経費の負担)

第10条 物品等の作製に要する費用は、全て受入決定者の負担とする。

(問題発生時等の対応)

第11条 受入決定者は、物品等の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(使用の中止)

第12条 市長は、提供を受けた物品等が本市が使用する物として適当でないと認めるときは、当該物品等の使用を中止することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、物品等の受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。